

令和3年度第6回

札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会

会 議 録

日 時：2022年1月28日（金）午後4時開会
場 所：子 ど も 未 来 局 大 会 議 室

1. 開 会

○事務局（江積子育て支援課長） 皆様お疲れ様です。定刻若干過ぎてしまいましたけど、令和3年度第6回子ども・子育て会議児童福祉部会を開催させていただきます。

私は、部会の事務局となります、子ども未来局子育て支援課長の江積と申します。よろしくお願いいたします。

—当初機材トラブルが起こり10分ほど中断して再開—

○事務局（江積子育て支援課長） それでは、改めまして児童福祉部会を開催させていただきます。子育て支援課長の江積です。改めてよろしくお願いいたします。

本日の出席状況ですけれども、遠山委員から欠席のご連絡をいただいております、出席者は8名となっております。

本日の審議事項は、「母子生活支援施設整備計画の承認について」でありまして、皆様には事前に次第と資料を送付させていただいております。

本日の会議につきましては、個人情報扱わないことから、動画の配信を行っております、あらかじめ視聴を希望された方に配信用のアドレスをお知らせしております。

議事の進行につきましては、松本部会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 議 事

○松本部会長 それではお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

本日の部会でございますけれども、今ご案内がありましたように、議事は1点でございます。それでは早速事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○事務局（大館係長） それでは資料の説明をさせていただきます、子育て支援課調整担当係長の大館と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、右上に資料1と書かれた「母子生活支援施設整備計画の承認について」という資料をご覧ください。

札幌市内には、母子生活支援施設が5施設ございまして、母子家庭が長期に入所して、自立に向けた支援を受けている状況です。

母子生活支援施設では老朽化が進んでおりまして、施設を維持していくために、1施設分の改築を令和元年度に策定したアクションプラン2019の中で計画して参りました。

この度、南区にある「もいわ荘」を運営する「札幌もいわ会」から、当初の計画どおり改築の申請を受け、本市で事前審査を実施した結果、整備を行うに適していると判断できましたので、「もいわ荘改築の承認」を今回の議題とさせていただきます。

資料なかほどにある「1 もいわ荘の改築について」をご覧ください。

もいわ荘は築42年と老朽化が進んでおりまして、運営継続のための改築が必要となっ

ているのですが、改築施設の概要について、中段の表にあります。改築場所は現在の建物の隣で、定員数は現在の施設と変わらず 20 世帯を予定しております。

改築のスケジュールとしましては、令和 4 年 5 月から実施設計を行い、4 年 10 月から翌年 5 年 9 月まで改築工事を行う予定となっております。

もいわ荘改築の申請を受けまして、私どもで事前審査を行った結果が資料 1－①と書かれたものになります。こちらについて説明させていただきますので、資料 1－①をご覧ください。

こちらに書かれた審査基準ごとに説明させていただきます。

まず、「1 各種保健福祉計画等との整合性」については、アクションプラン 2019、第 4 次さっぽろ子ども未来プランで改築補助を計画しておりまして、こちらと一致しております。

次に「2 設置地域における当該施設の必要性」についてです。新施設は、南区川沿 5 条 4 丁目にある現在の施設の隣に改築予定で、もいわ荘では、南区で唯一の母子生活支援施設として、昭和 54 年に開設してから継続して母子に対する支援が行われてきました。

利用については、令和 2 年度の利用率が約 8 割、3 年度が約 9 割と、利用も継続しておりますので、改築の必要性があると判断しました。

「3 用地の確保状況」ですが、さきほども申し上げたとおり、現施設の隣に改築します。こちらは札幌もいわ会の所有する土地となっております。

「4 計画施設の基本プラン」についてです。新施設は、鉄筋コンクリート造の 3 階建てとなっております。特徴としましては、調理設備、浴室、トイレを備える母子室 20 室。ほかに集会室、学習室、相談室を設ける予定です。また、今後、夜間の宿直体制の整備も見据えおりまして、新たに宿直室の機能も設ける予定となっております。

「5 資金計画」ですが、もいわ荘の改築に関する整備費は、現時点で 3 億 4,569 万 7 千円となっております。

次のページに進んでいただきまして、財源内訳ですが、こちらについては、札幌市の補助金 2 億 3,600 万円をアクションプランで計画しているところになります。

補助金については、国の補助金の算定基準に基づいて計算した上限の範囲内で、費用の 2 分の 1 を国が、4 分の 1 を札幌市が支払い、残りの 4 分の 1 が設置者負担となっております。

こちらの整備費につきましては、札幌もいわ会様において、アクションプランの計画額と自己資金の状況を踏まえて新施設の構成を検討いただいた結果となっております。

「6 設置主体の事業実績」については、もいわ荘が平成 6 年から札幌もいわ会さんによって運営されてきておりまして、過去 3 年間の監査において、文書指導はございません。

「7 設置主体の役員構成」ですけれども、理事 6 名、監事 2 名の理事会を設置して

おります。

「8 準備状況」については、理事会において、施設整備に必要な事項については審議されておりまして、承認されていることを確認しております。

以上8項目の基準について問題がないことを確認しておりまして、整備を行うに適していると判断しております。

では、次に計画している新しい施設の詳細を説明したいと思いますので、資料1-②をご覧ください。

資料1-②なのですけれども、南区川沿の地図に予定地を示したものです。黒い部分が予定地になっておりまして、現在の施設がある場所に新しい施設が建築します。

次に、資料1-③のA3横の資料をご覧ください。

こちらの資料の構成としましては、上の図が1階の平面図、下の図が2階と3階の平面図となっています。

母子室なのですけれども、1階の西側（左側）に2部屋、2階と3階にそれぞれ9部屋の合計20部屋ございます。

2階及び3階への移動には、右上にある事務室横の「EV」と書かれたエレベーターとエレベーターの横にある階段が利用可能となっております。

この後、施設の今後についてお話ししたいと思っているのですけれども、この中で機能強化の話が出てくるのですが、それに関係してくる部分で、1階東側、図の右側に宿直兼休憩室がありまして、夜間の宿直体制ですとか、24時間体制を見据えた場合に必要となってくるものです。

また、1階の真ん中、学習室、集会室、保育室に面積的に余裕がございますので、例えば、今後の検討の中で、新たな機能をもった居室が必要というようなことになった場合に、部屋の使い方を変更して新しい機能を盛り込むような対応が検討できるようになっております。

次に資料1-④をご覧ください。

こちらは、現在の施設と新しい施設の位置関係を示したものでして、上の点線で書かれた「既存建築物」と記載されたものが今の施設になります。

下の実線で「申請建築物」と記載されたものが新しい施設になりまして、現在の施設の南側に建設する予定となっております。

ここまでの建物の詳細のお話になります。では、資料1のほうに戻っていただければと思います。

「2 母子生活支援施設の今後について」をお話しさせていただきます。

施設を取り巻く状況ですけれども、施設が児童福祉法で母子寮と位置付けられていた頃から変化をし続けておりまして、今後も求められる役割が変わってくると考えております。

現在、主な入所理由の一つとして、DVがありまして、そのほか虐待ですとか、妊娠

中の女性支援といった多様なニーズへの対応が求められるようになってきておりますので、今後、母子保健ですとか、DV被害者支援、虐待等に関係する部署と連携して検討を行う必要があると考えております。

そのため、母子支援に関する状況調査と方向性検討を関係部署と行いまして、令和4年秋頃に児童福祉部会の御意見をいただいて、今後の札幌市における母子生活支援施設の在り方をまとめていきたいと考えております。

事務局からの資料説明は以上になります。御審議の程、よろしくお願いいたします。

○松本部長 はい、ありがとうございます。それでは早速、ご質問、意見交換に入りたいと思います。

ご説明いただいた内容について、あるいはお手元の資料についてご質問、ご意見ありましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

はい、大場委員お願いします。

○大場委員 ありがとうございます。今ご説明をいただいて、新しいニーズに対応するために必要な施設ということで、整備については、基本的に賛成、問題ないと思います。国庫補助をいただくというお話がありましたので、国庫補助を受ける際の補強材料として考慮してはどうかと思うのですが、母子生活支援施設には第三者評価の受審義務があると思います。第三者評価では指摘事項だけではなくて、講評の中で、こういう優れたことをやっているとか、こういう前向きな取組をやっているということが、講評で書かれていると思うので、そういうようなことがあれば、特記事項の中に、付帯意見として、第三者評価の講評では、こういう風に評価されているということを記載していただく補助を受けるときの有効な手立てになるのかなと思います。

もうひとつ、今、コロナ渦で指導監査が文書指導がないということで、このことについては問題ないのですが、実地監査、あるいは文書監査だったのかも触れながら、こういう問題がないということで、補強していただくと国庫補助を得られやすいのかなと思ひまして意見を述べさせていただきました。以上です。

○松本部長 今のは（事務局に）ご回答いただくというよりは、むしろ大場委員からのご助言という形で受け取ってよろしいでしょうか。事務局のほうから、今のご助言について何かありますか。

○事務局（大館係長） これから国との協議に入りますので、大場委員からの意見を参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○松本部長 はい、わかりました。ほかに、さきほど北川委員から手が挙がって、その後で藤原委員だったかと思ひます。

○北川委員 この母子生活支援施設整備計画、賛成です。加えて、やはり母子、お母さんたちを支えるのは非常に今後重要になってくると思いますので、ご説明にあったように母子保健の部署と児童相談所、虐待、それからDV、そして今でもやっていると思ひますがけれども、引き続き連携を強めてほしいのと、困難な母子がなかなかこういう割とルー

ルのある生活が難しいと聞いていますので、今後は支援困難な方も含めて、色々なところと連携しながら母子を支えていただければと思います。以上です。

○松本部会長 わかりました。今のは今後のことも含めたご意見ということで、藤原委員からもご発言いただいてから、そうしたやりとりに入りたいと思いますけれども、藤原委員お願いします。

○藤原委員 はい、すみません、私は質問なのですが、母子生活支援施設の設備、設置基準というのをきちんと調べていないのですが、全国どこの母子生活支援施設も、全部間取りが一緒で、今回新設するのも、この場合全部33.48㎡というふうになっていて、新規で作るときには、例えば多子、子どもが3人とか、子どもが4人とか、あるいはその子どもたちがもう中学生ですとか、そういうことを想定すると、新しく作るときに、部屋の間取りをバラエティに多少富ませるということが設置基準上できなかったのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

○松本部会長 今のは質問ですので、まず設置基準上できないのかどうかということが最初のご質問で、その次に、ではなぜこうなっているのかということになるのだと思います。

○事務局（大館係長） 設置基準上なのですが、バラエティに富んだ構成にはできません。児童福祉法等では、母子室の面積が30㎡以上という定めしかございませんので、それ以上であればどういった部屋を設置しても大丈夫ということになります。

次に、資金面の問題がありまして、同じような部屋をたくさん設置すると一般的に資材が安く済むですとか、建物が建てやすくなるという利点がございます。

どうしても、資金面、特に今回のもいわ荘の場合は、もいわ会様が1施設のみを運営されている法人になりますので、どうしても資金面に限りがあります。そういったところを考えると、同じような部屋を整備してコストを抑えて作っていくという形になります。どちらかという資金面の問題が大きいと感じております。

○松本部会長 藤原委員、いかがですか。

○藤原委員 わかりました。これは、事業体のほうがまた変更する余地があればと思うのですが、それだとやはり多子の方が入れなかったり、男女の兄弟が3人以上とかいる場合に、見学までしてもやっぱりやめるということに今までもあちこちでそういうことはあったので、今後の新しい母子生活支援施設ということを考えるのであれば、多少予算をどのように調整すればよいのかは別問題として、全部が同じパターンというのもどうなのかなというのも私は意見として持っています。以上です。

○松本部会長 事務局のほうどうでしょうか。

○事務局（大館係長） 承知しました。今回の施設に関しては、これから来月国との協議という段階に入りますので、対応は難しいと思うのですが、次の検討する施設ですとか、そういった段階で多子世帯というところも課題の中に入れて検討を進めて参りたいと思います。

○松本部長 他はいかがでしょうか。一応、私のほうからよろしいでしょうか。今の藤原委員、あるいはさきほどの北川委員のご発言に重ねてということではありますけれども、北川委員も、将来的に大変困難を抱えるご家族、あるいはお母さんに支援が届くようにということでありました。藤原委員も、今のこの間取りの観点から、多様な層に対応できないような間取りになっているのではないかなというように、そこをもう少し色々なニーズに対応できるように、せっかくの建て替えであるので、考慮されるべきではないかという観点からのご発言かと思います。

そのことと関わって、資料1の「1 もいわ荘の改築について」というところで、夜間・宿直体制の整備云々について、今後機能強化が必要となった場合を考慮して、これこれの面積に余裕を持たしているとありますけれども、このときの機能強化とはどういうことかということと、もうひとつ、やはり建て替えというのは大きくて、それを何十年か使うので、「2 母子生活支援施設の今後について」と、今後のことについては今後検討しますと、今は現状維持の機能ということで、改築も含め建て直しますというご提案かと思いますが、今後今とはちがう機能が強化される、形を変えざるを得ないときに、これはそれに対応できるような設計なり、考え方ということで、進めるべきだとここで考えていますけれども、その点については、どのように今の時点でお考えか、あるいは事業者の方も含めてお話になられているのでしょうか、ということです。

○事務局（大館係長） それでは私のほうからお話しさせていただきます。もいわ会様もお話をしまして、今後考え得るものとして、まずは産前産後の母子支援のために新たに母子室とは別に居室がひとつ必要だといった場合にどうすればよいのかという話をしております。

資料1-③をご覧くださいなのですが、資料の上のほうの1階に学習室、集会室、保育室というのがございます。学習室、集会室を1つにまとめて運営している施設もございますので、例えば、学習室、集会室をひとつ学習室のところにまとめて、集会室を空け、ここを新たに母子向けの部屋に改修して、こちらに産前産後母子支援のお母さんに入居いただきます。

また、事務室はやや広めにとっておりますので、事務室（2）に看護師さんですとか、コーディネーターの方に入っていて新たな機能とする想定で面積的な余裕を持たせているというお話をさせていただきました。

○松本部長 産前産後母子への支援ということは一旦は可能性として視野に置かれて検討されているという意味ですね。

今具体的に建て替えの事業者さんと検討されているのは今の点ということですね。

○事務局（大館係長） 施設の設置主体さんとお話をしているのはそこになります。

○松本部長 わかりました。藤原委員のほうからも間取りについてもう少し色々なニーズに合わせる形が検討できないかということですが、そこについては今後事業者さんとお話しになるということになりましょうか。今回はこれで、ということになります。

しょうか。

○事務局（大館係長） 現時点ですと、壁の位置をずらすのが難しい状況です。広さについても、もともともう少し広い部屋にしたいという話をもいわ会様とお話ししていたのですが、どうしても資金との見合いで今の面積になりました。母子室のバリエーションについても、現時点での対応が難しい状況です。そのため、次の施設で検討するときに、パターン1とパターン2とかそういったような形で次の改築の際に事業者さんと検討していきたいと考えております。

○松本部長 ほかいかがでしょうか。ご質問ということでもかまいませんし、ご意見ということでも。まあ、今のところ建て替えという大きな方向についてご異論があるというよりも、そうするのであればもう少しこういうことを考えるべきではないかという観点のご意見がいくつか出ていると、あるいは補助金を申請するときのご助言をいただいていると、こういうことかと思えますけれども。

北川委員、お願いします。

○北川委員 さきほどお伝えしたのですけれども、母子生活支援施設を経験したお母さんから聞くと、お部屋に入ってしまうと、お母さんと子どもだけで暮らすみたいな感じになっていると聞いたので、やっているかもしれないのですけれども、例えばDVとか受けていた方への治療的関わり、お母さんのグループだとか、将来的には、そういう心理士さんを配置し、もしなかったら国にも要望しながら、心理士さんが、お母さんたちのケアやエンパワーメントできるグループ、また子ども同士が遊ぶ時間だとか、虐待的な環境にいた子どものケアとかも含めて将来的にそういう機能もあったら、より高機能になっていい役割を果たせるのではないかと思います。以上です。

○松本部長 ほかの発言はいかがでしょうか。あるいは今の北川委員のように今後に向けてということではいろいろなご意見をせっかく頂戴できる機会でもありますので、そういう観点からご発言いただくのも大事なかなと思っております。いかがでしょうか。

ではお認めいただくという前提でということではよろしいでしょうか。今日はいろいろな方からご意見も出ましたし、私自身もそう思っておりますけれども、施設を建て替えるときって今後30年、40年のことでありますので、今古くなったので、今あるものをもう一度、今の機能を維持するために建て替えるというのは、少し後ろ向きな気がするのですね。

このご提案をみると、今古くなっているのです、今ある機能を維持するために建て替えるというふうな基本的な考え方はそういうことかなと思います。ただ、この間、児童福祉法の改正も含めてかなり子ども家族福祉を取り巻く制度的な環境なり、状況ってこの数年で大きく変わりつつありますし、例えば、母子生活支援施設であると、母子生活支援施設の全国の施設の団体さんのほうでも、母子生活支援施設の今後についてどうあるべきかということで、既に全国組織としてご意見をおまとめになっているようなこともあるわけです。

若干私の感想として申し上げますと、そういうことがあまり事業者の側もあるいは札幌市の側もきちんと考慮されて、そのことが練られているようには見えなかったのですね。その点は、他の方が色々ご発言になられたことと基本的には同じでありますけれども、せっかく建て替えるなら、今の動向の中で、札幌市としてどういう像を目指すのかという議論があつて、こういう建て替えを、なのでこういう図面になりますというふうな話があるほうが、札幌市全体の施策としては、やはり個々の施設の役割も生かせるような気がいたしますので、次回にということではありますけれども、それはぜひ、いずれまた建物が古くなると、変えなくてはいけないというのはその通りでございますので、母子生活支援施設だけでなくても関連するような施設なり、制度も含めてどういう形を目指すのかという意見をぜひ提案いただけたらと思います。

またここでももう少し早い段階で、差し迫って建て替えないといけないという前の段階で意見交換ができるようなことがありますと、各委員からのご発言内容も具体的なご意見も含めて、出していただけるような気もいたしますので、次の進め方も含めてご検討いただければと思います。

箭原委員のほうからご提案ありましたよね。

○箭原委員 もいわ荘の建て替えに関しては、本当建て替えていただくのでとてもいいなと思っています。ただ、もいわ荘の場合には、もいわ荘さんのお金も入るので、札幌市側から居室の大きさとか、そういうことが言えないことがあるかもしれませんが、札幌市もお金を出しているのです、そこは譲らないで、なんとかお金の中で解決できるものはやっていっていただきたいとは思っています。

それとはちょっと話がずれるかもしれないのですが、私共で受託しているしらぎく荘でございますが、こちら、もいわ荘が築42年で老朽化、しらぎく荘は築48年でございます。いつ地震が来てダメになるかとか、台風の時には居室に雨が入ってくるというような状態をずっとここやっていて、もうだめですよ、危ないですよ、屋根もひどいですよというのを、言い続けた5年間でした。

その間、補修しつつ、次の指定管理受託の5年は、私どもでは、この老朽化の施設管理はできません、というところまで来ています。しらぎく荘は完全な札幌市の持ち物なので、それこそ、みなさんの意見を聴きながら、札幌市のお金をどう使っていつ、どういう施設にさせていただくのかというところを、きっちりと話し合っていきたいと思っています。保健福祉局と子ども未来局には再三言ってきました、築48年。ということなのですが、先生、お願いします。

○松本部長 ご発言ありがとうございます。おそらく、この次のということは、そういう他の老朽化施設ということも含めて、単に建て替える、建て替えないの議論ではなくて、この機会に札幌市の母子福祉、あるいは女性支援というものをどうしていくのかという中に積極的に位置づけると、特に今の全国の法改正の動向等を見ても、母子の早期の支援、生活全体を支える支援というものは重要ですと、そこについて、おそらく

母子生活支援施設のほうでもそこにこたえるべく色々な構想を全国的に議論されているというふうに承知をしておりますので、そういうことは札幌市のほうでも、色々な建物の状況を他の施設も含めて把握されているでしょうから、ちょっと早い段階でそういう議論をこういう場でもできると、大変生産的な議論ができるのではないかと改めて今の発言で思いました。

はい、今事務局のほうからご提案がありました。

○事務局（江積子育て支援課長） 子育て支援課長の江積でございます。本日はご議論本当ありがとうございます。今、箭原委員からありました点につきましても、さきほど申し上げました資料1にありますように、母子生活支援施設を取り巻く環境も大きく変わってきているという部分がございますので、そこも含めて、まずは庁内でしっかりと在り方について検討させていただき、その検討の結果につきましては、来年度部会でもご審議いただこうと思っております。それぞれの施設につきましては、老朽化も進んでおりまして、その対応をどうしていくのかという課題もあることは認識しております。そこも含めて、今後の在り方を検討する中で、一緒に検討して参りたいと思っておりますので、今後ともご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○松本部長 ということですので、次年度、途中にそういうことも含めて札幌市でもこれから議論を始めたいというふうに理解をいたしました。やはり、建物のことは、ギリギリになる前から話をしておく、色々図面を引いたりするような前にそういうことを話しておく、資金調達のことも含めて、手立てを考えられると思いますので、そういう意味では、今回のことが、全体をもう少し前に進めていくためのきっかけとして、部会としても受け止めて、議論していきたいというふうに思います。

そういうことを前提として、今回のご提案については、お認めいただくということでよろしいでしょうか。ここで出たいくつかの考え方や要望というのはぜひ事業者さんにもお伝えいただいて、こういう話が色々出たという中で、計画全体でどういうような、将来の可能性に含みを持たせた形の考え方、布石になり得るか、ということはお検討いただければというふうには思います。

よろしいでしょうか。それでは予定された議事は以上でございますので、事務局にお返しをいたします。

3. 閉 会

○事務局（江積子育て支援課長） 皆様本当にありがとうございました。これで本日の児童福祉部会を終了させていただきますが、事務局より、皆様に別途事務連絡がございますので、退室せずにそのままお待ちいただければと思います。まずは今日の児童福祉部会についてはこれで終了させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

以 上

（会議録について発言者内容確認済み）